#### 【研究ノート】

## 「受益者等課税信託制度上の生前贈与信託」と 「みなし譲渡制度」との関係

#### 大塚 正民

## 目次

- I. はじめに
  - 1. 「受益者等課税信託制度上の生前贈与 信託」に関する3つの設例
  - 2. 上記各設例の現行資産移転課税制度お よび現行みなし譲渡制度の下での取扱い
  - 3. 上記各設例に関連する資産移転課税制 度の歴史:「資産移転者課税制度」から「当 初・資産取得者課税制度」を経て「修正・ 資産取得者課税制度」へ
  - 4. 上記各設例に関連する「みなし譲渡制 度」の歴史:「当初・みなし譲渡制度」か ら「修正・みなし譲渡制度」を経て「当 初・みなし譲渡制度」の一部復活へ
  - 5. 「当初・資産取得者課税制度」および 「当初・みなし譲渡制度」の源:シャウ プ勧告
- Ⅱ. シャウプ勧告
  - 1. シャウプ勧告とは
  - 2. シャウプ勧告における「当初・資産取 得者課税制度」
  - 3. シャウプ勧告における「当初・みなし 譲渡制度 |
  - 4. シャウプ勧告における信託に関する記 沭
- Ⅲ. 資産移転課税制度の歴史:「資産移転者課 税制度」から「当初・資産取得者課税制度」 を経て「修正・資産取得者課税制度」へ
  - A. 資産移転課税の納税義務者が資産取得 者ではなく資産移転者であった時代
    - 1. 旧相続税法典の制定前の旧旧相続税法

典の下での資産移転課税制度

- 2. 旧相続税法典の制定以後から新相続税 法典の制定前までの資産移転課税制度
- B. 資産移転課税の納税義務者が資産移転 者から資産取得者に変更された以後の時 代
  - 3. シャウプ勧告税制-昭和 25 年に制定 された新相続税法典上の「当初・資産取 得者課税制度 および昭和 25 年に旧所得 税法典に追加された「当初・みなし譲渡 制度」
  - 4. 新相続税法典の昭和 28 年度改正以後 の資産移転課税制度としての「修正・資 産取得者課税制度」
  - 5. 旧所得税法典の「当初・みなし譲渡制 度|
- Ⅳ. 「みなし譲渡制度」の歴史:「当初・みな し譲渡制度」から「修正・みなし譲渡制度」 を経て「当初・みなし譲渡制度」の一部復 活へ
  - 1. 当初・みなし課税制度
  - 2. 修正・みなし譲渡制度
  - 3. 当初・みなし課税制度の一部復活
- V. 終わりに

法令略語表:「法典」とは、「A 年度の法律 第 X 号法律」として当初制定された「A 法律」が爾後の部分的改正を含めて、最 終的に「新法律」によって全面的に改正 されるまでの「A 法律の全体」を指す。

旧所得税法典:昭和22年法律第27号とし て制定された所得税法の全体

新所得税法典:昭和40年法律第33号として制定された所得税法の全体

旧旧相続税法典:明治38年法律第10号と して制定された相続税法の全体

旧相続税法典:昭和22年法律第87号として制定された相続税法の全体

新相続税法典:昭和25年法律第73号として制定された相続税法の全体

旧信託法典:大正11年法律第62号として 制定された信託法の全体

新信託法典: 平成 18 年法律第 108 号として 制定された信託法の全体

### I. はじめに

## 1. 「受益者等課税信託制度上の生前贈与信 託」に関する3つの設例

現行(平成29年9月30日現在)の信託課税制度には様々な種類があるが、本稿の対象はもっぱら「受益者等課税信託制度上の生前贈与信託」である。すなわち、以下の3つの設例は、いずれも現行(平成29年9月30日現在)の新相続税法典第9条の2第1項に規定する「受益者等課税信託制度上の生前贈与信託」の設例である。

設例その1:居住者である甲野太郎が数十年前に1,000萬円で購入取得し、現在は5億円の価値のある有価証券に関して、信託会社 X 会社を受託者とし、息子甲野次郎が100%の株式を保有する甲野株式会社を受益者とする信託契約を締結し、この有価証券の所有者名義を受託者 X 会社に無償で移転した。

設例その2:居住者である甲野太郎が数十年前に1,000萬円で購入取得し、現在は5億円の価値のある有価証券に関して、信託会社Y会社を受託者とし、居住者である息子

甲野三郎個人を受益者とする信託契約を締結し、この有価証券の所有者名義を受託者 Y 会社に無償で移転した。

設例その3:居住者である甲野太郎が数十年前に1,000萬円で購入取得し、現在は5億円の価値のある有価証券に関して、信託会社Z会社を受託者とし、非居住者(外国人と結婚し夫の本国である外国に居住している非居住者。)である娘甲野花子個人を受益者とする信託契約を締結し、この有価証券の所有者名義を受託者Z会社に無償で移転した。

## 2. 上記各設例の現行資産移転課税制度および現行みなし譲渡制度の下での取扱い

設例その1:資産移転課税の納税義務者が 資産移転者ではなく資産取得者となっている 現行資産移転課税制度の下では、受益者(受 贈者)である甲野株式会社にとっては、この 有価証券の時価5億円が受贈益となり、法人 税法第12条第1項の規定により法人税の課税 対象となる。加えて、現行みなし譲渡制度の 下では、委託者(贈与者)である甲野太郎に 4億9,000萬円の譲渡所得が生じ、所得税の 課税対象となる。受益者(受贈者)甲野株式 会社の5億円の受贈益の課税問題は、現行資 産移転課税制度の下では当然の結論だが、委 託者(贈与者)甲野太郎の4億9,000萬円の 譲渡所得の課税問題は容易に理解できる問題 とは言えないだろう。まさに現行みなし譲渡 制度の下での問題なのである。すなわち、現 行の新所得税法典第67条の3第3項は、「信 託の委託者 [甲野太郎] がその有する資産 [有 価証券〕を信託した場合において、当該信託 の受益者等となるもの(法人に限る。〔甲野株 式会社])が適正な対価を負担せずに受益者等 となる者であるときは、当該資産を信託した 時において、当該信託の委託者〔甲野太郎〕 から当該信託の受益者等となる者〔甲野株式

会社〕に対して贈与により当該信託に関する 権利に係る資産〔有価証券〕の移転が行われ たものとして、当該信託の委託者〔甲野太郎〕 の各年分の各種所得〔譲渡所得〕の金額を計 算するものとする。」と規定し、現行の新所得 税法典基本通達 67 の 3-1 (受益者等課税信 託の委託者がその有する資産を信託した場合 の譲渡所得の収入金額等)によれば、「(1) 当該法人〔甲野株式会社〕が対価を負担せず に受益者等課税信託の受益者等となる者であ るときは、〔新所得税〕法典第59条第1項の 規定により、当該資産を信託した時における 価額に相当する金額を収入金額として当該委 託者〔甲野太郎〕の譲渡所得の金額を計算す る。」とされているところである。

設例その2:資産移転課税の納税義務者が 資産移転者ではなく資産取得者となっている 現行資産課税制度の下では、受益者(受贈者) である甲野三郎個人にとっては、この有価証 券の時価5億円が受贈益となり、新相続税法 典第1条の4第1項第1号、同法典第2条の 2第1項および同法典第9条の2第1項の規 定により贈与税の課税対象となる。しかし、 現行みなし譲渡制度の下では、設例その1の 場合とは異なって、この設例その2の場合に は、委託者(贈与者)甲野太郎に4億9,000 萬円の譲渡所得が生じない。なぜなら、受益 者(受贈者)甲野三郎個人が居住者であるこ とから、委託者(贈与者)甲野太郎には新所 得税法典第59条第1項の規定の適用も同法典 第60条の3第1項の適用もないからである。 ただし、受益者(受贈者)甲野三郎には新所 得税法典第60条第1項の適用があり、委託者 (贈与者) 甲野太郎の取得価額 1,000 萬円を 受益者(受贈者)甲野三郎が引継ぐことにな る。

設例その3:資産移転課税の納税義務者が 資産移転者ではなく資産取得者となっている 現行資産課税制度の下では、受益者(受贈者) である甲野花子個人にとっては、この有価証 券の時価5億円が受贈益となり、新相続税法 典第1条の4第1項第2号、同法典第2条の 2第1項および同法典第9条の2第1項の規 定により贈与税の課税対象となる。加えて、 現行みなし譲渡制度の下では、委託者(贈与 者) 甲野太郎に4億9,000萬円の譲渡所得が 生じ、所得税の課税対象となる。新相続税法 典第1条の4第1項第2号および同法典第2 条の2第1項に規定する「いわゆる非居住無 制限納税義務者」である受益者(受贈者)甲 野花子の5億円の受贈益の課税問題は容易に 理解できる問題だが、委託者(贈与者)甲野 太郎の4億9,000萬円の譲渡所得の問題は容 易に理解できる問題とは言えないだろう。こ の問題もまた現行の新所得税法典の下での取 扱いとしての大問題なのである。すなわち、 現行の新所得税法典第60条の3第1項の規定 が、「居住者〔甲野太郎〕の有する有価証券等 が贈与等により非居住者〔甲野花子〕に移転 した場合には、その居住者〔甲野太郎〕の譲 渡所得の金額の計算については、その贈与等 の時に、その時における価額に相当する金額 により、当該有価証券等の譲渡があったもの とみなす。」と規定しているからである。

## 3. 上記各設例に関連する資産移転課税制度 の歴史:「資産移転者課税制度」から「当初・ 資産取得者課税制度」を経て「修正・資産 取得者課税制度」へ

後にⅢにおいて詳述するが、日本の資産移 転課税制度は、もともと資産移転者を納税義 務者とする「資産移転者課税制度」であった。 例えば「贈与税」の納税義務者は「贈与者」 であった。ところが、この伝統的な「資産移 転者課税制度」は昭和25年に資産取得者を納 税義務者とする「資産取得者課税制度」に変 更された。ただし、「当初・資産取得者課税制 度」には「贈与税」が存在しなかったが、昭 和28年に「贈与税」が復活し、「受贈者」が 納税義務者となった「修正・資産取得者課税 制度」が成立し、今日に至っている。

4. 上記各設例に関連する「みなし譲渡制度」 の歴史:「当初・みなし譲渡制度」から「修 正・みなし譲渡制度」を経て「当初・みな し譲渡制度」の一部復活へ

後にIVにおいて詳述するが、昭和25年に創 設された「当初・みなし譲渡制度」は、「受贈 者」が「法人」であるか「個人」であるかを 区別せず、かつ、「移転資産」が「有価証券以 外の資産」であっても、「贈与者」に適用され たが、逐次の修正の結果、「修正・みなし譲渡 制度」に結実した。すなわち、昭和48年の新 所得税法典改正により、原則は、受贈者が「個 人」の場合には、いわば課税繰延べ措置とし ての「取得価額の引継ぎ制度」を受贈者に適 用し、即時課税措置としての「みなし譲渡制 度」は受贈者が「法人」である場合などの例 外的限定的場合にのみ贈与者に適用されるこ とになったのである。ところが、平成27年の 新所得税法典改正により、「新規・みなし譲渡 制度」として「当初・みなし譲渡制度」の一 部が復活した。すなわち、受贈者が「個人」 であっても「非居住者」であること、かつ、 「移転資産」が「有価証券等」であることを 条件として、贈与者である「居住者」に対し 即時課税措置としての「みなし譲渡制度」を 適用することとなったのである。

# 5. 「当初・資産取得者課税制度」および「当初・みなし譲渡制度」の源: シャウプ勧告

下記IIにおいて詳述するが、「当初・資産取得者課税制度」および「当初・みなし譲渡制度」の源はいずれもシャウプ勧告である。昭和25年に旧相続税法典が新相続税法典に全面改正され、資産移転課税の納税義務者が資産移転者から資産取得者に変更されたのはシャウプ勧告に基づいての立法であったし、「当初・みなし譲渡制度」は、シャウプ勧告に基づいて昭和25年に創設された制度である。す

なわち、当時の所得税法典であった旧所得税 法典に新しく第5条の2第1項の規定が追加 されたのである。

## Ⅱ.シャウプ勧告

### 1. シャウプ勧告とは

Carl S. Shoup を団長とし、Howard R. Bowen, Jerome B. Cohen, Roland F. Hatfield, Stanley S. Surrey, William C. Vickrey, William C. Warren を構成員とする「シャウプ使節団」は、昭和24年5月10日に来日し、約4ヶ月にわたる日本税制調査の結果を「日本税制報告書」にまとめた。これがいわゆるシャウプ勧告である<sup>(1)</sup>。

シャウプ勧告は、戦後日本の租税体系の原 点に位置している、といわれ<sup>(2)</sup>、およそ日本 の税制を研究する者にとって必読の古典的文 献とされている<sup>(3)</sup>。

## 2. シャウプ勧告における「当初・資産取得 者課税制度」

シャウプ勧告の中の「資産取得者課税制度」に関連する主要部分は。次のとおりである(4)。

「相続および贈与税は、贈与と遺産の受領者に対する累積的取得税に取り換えられるべきである。」この勧告に基づきこれまでの伝統的な「資産移転者課税制度」は昭和25年に資産取得者を納税義務者とする「資産取得者課税制度」に変更された。ただし、「当初・資産取得者課税制度」には「贈与税」が存在しなかったが、昭和28年に「贈与税」が復活し、「受贈者」が納税義務者となった「修正・資産取得者課税制度」が成立し、今日に至っている。

## 3. シャウプ勧告における「当初・みなし譲渡制度」

シャウプ勧告の中の「みなし譲渡制度」に

関連する主要部分は、次のとおりである<sup>(5)</sup>。

「譲渡所得(キャピタル・ゲイン) および 損失(キャピタル・ロス)に関するわれわれ の勧告で重要な1つの部分は、生前中たると 死亡によるとを問わず、資産が無償移転され た場合、その時までにその財産につき生じた 利得または損失は、その年の所得税申告書に 計上しなくてはならないということである。 このことは、所得税を何代にもわたってずる ずるに遅らせることを防止する上において重 要である。この勧告はほぼそのまま当時の 所得税法典であった旧所得税法典に取り入れ られた。すなわち、新しく第5条の2第1項 として、次のような規定が加えられたのであ る。

「第5条の2第1項 相続、遺贈または贈与 に因り第9条第1項第7号または第8号に規 定する資産の移転があった場合においては、 相続、遺贈または贈与の時において、その時 の価額により、同項第7号または第8号に規 定する資産の譲渡があったものとみなして、 この法律を適用する。」

#### 4. シャウプ勧告における信託に関する記述

シャウプ勧告においては、当時の日本の税 制に対する様々な勧告がなされているが、「日 本の信託課税制度」に関連するのは、次のよ うな簡単な記述のみである(プ。 「さらに、妻に 対する遺産を軽く課税すれば、財産を妻でな くして、信託に付して子供に残すことにより 税を軽減しようとする手の混んだ信託の工夫 をする必要がなくなる。日本は未だ信託の方 法は余り進んでおらず、かかる傾向を税から の刺激によって人工的に助長する理由はな V ) ]

繰り返すが、「当初・資産取得者課税制度」 および「当初・みなし譲渡制度」の源はいず れもシャウプ勧告である。昭和25年に旧相続 税法典が新相続税法典に衣替えし、資産移転 課税の納税義務者が資産移転者から資産取得 者に変更されたのはシャウプ勧告に基づいて の立法であったし、「当初・みなし譲渡制度」 は、シャウプ勧告に基づいて昭和25年に創設 された制度である。

しかしながら、上記の信託に関連する簡単 な記述は、「当初・資産取得者課税制度」と「信 託」との関係にはいささか関連するものの、 「当初・みなし譲渡制度」と「信託」との関 係には関連しない。したがって、シャウプ勧 告が、「当初・みなし譲渡制度」と「信託」と の関係をどのように考えていたのかは、現在 のところ不明という外はない。とくに、本稿 の対象である「受益者等課税信託制度上の生 前贈与信託」の場合、資産移転課税(法人税・ 贈与税)の納税義務者としての資産取得者(受 贈者=受益者) が法人税・贈与税課税に服す る、と同時に「みなし譲渡制度」上の納税義 務者としての資産移転者(贈与者=委託者) が所得税課税にも服する、という事態をどの ように考えていたかは、現在のところ、全く 不明である<sup>(8)</sup>。もっとも「日本は未だ信託の 方法は余り進んでおらず」との認識の下、こ のような事態は想定外だったろうと想像され る。加えて、当時の日本側の関係者達も「シ ャウプ勧告に基づいて、みなし譲渡の規定が 設けられたとき [昭和25年]、税制専門家も その規定の意味をいぶかり、実際の行政面で も徴税当局が納税者の納得を得ることが容易 でなく、この規定は、累次の改正でその適用 範囲は縮小の一途を辿ってきた。」と約25年 後の昭和 50 年に回顧しているように<sup>(9)</sup>、そも そも「みなし譲渡制度」は、日本側の関係者 達の理解不足もあって、当初実際には旨く稼 働していなかったとも考えられる。

ところが、「税法においては、進化する動物 の場合のように、その主要な特徴は発生初期 の遺伝子によって決定される」という Clark の命題(10)を実証するかのように、「シャウプ 勧告の遺伝子」は、その後の日本の税法に残 存し、さまざまな現象を惹起して来ている。

例えば、「シャウプ勧告の遺伝子」としての「当 初・資産取得者課税制度」は「修正・資産取 得者課税制度」として残存している。同じく 「シャウプ勧告の遺伝子」としての「当初・ みなし譲渡制度」は、日本の関係者達の理解 が深まるとともに稼働も本格化し、「当初・み なし譲渡制度」を一部修正した「修正・みな し譲渡制度」として新所得税法典第59条第1 項(=「当初・みなし譲渡制度」そのままの「即 時課税制度1)という実定法規および新所得税 法典第60条第1項(「当初・みなし譲渡制度」 を緩和した「課税繰延べ制度」としての「取 得価額の引継ぎ制度」)という実定法規の形で 残存している。しかも遂には「新規・みなし 譲渡制度」として新所得税法典第60条の3 第1項(=「当初・みなし譲渡制度」の趣旨 そのままの「即時課税制度」)という実定法規 の形で「一部復活」を遂げているのである。

Ⅲ. 資産移転課税制度の歴史:「資産移転者課税制度」から「当初・資産取得者課税制度」を経て「修正・資産取得者課税制度」へ

## A. 資産移転課税の納税義務者が資産取得者 ではなく資産移転者であった時代

1. 旧相続税法典の制定前の旧旧相続税法典の下での資産移転課税制度

川口幸彦氏によれば<sup>(11)</sup>、旧相続税法典の制定前の期間(旧旧相続法典の期間)は、おおよそ4期に分かれ、第1期は、旧旧相続税法典の制定から旧信託法典の制定前までの期間で、そもそも「実体や実績を伴った信託課税制度」が存在しなかった期間である。第2期は、旧信託法典の制定に伴って旧旧相続税法典の改正が大正11年に行われてから以後、同じ旧旧相続税法典の大正15年の改正前までの期間で、はじめて「実体を伴った信託課税制度」が確立した期間である。第3期は、旧

旧相続税法典の大正 15 年の改正以後から昭和13年の改正前までの期間である。第4期は、旧旧相続税法典の昭和 13 年の改正以後から旧相続税法典の制定前までの期間である。注意すべきことは、この期間はすべて資産移転課税の納税義務者が資産取得者ではなく資産移転者であったことである。

2. 旧相続税法典の制定以後から新相続税法 典の制定前までの資産移転課税制度

同じく川口幸彦氏によれば(12)、日本国憲法 の制定に伴い、民法が改正され、家督相続の 制度が廃止されたことに伴い、旧旧相続税法 典が旧相続税法典に衣替えした。旧相続税法 典でも、資産移転課税の納税義務者が資産取 得者ではなく資産移転者であるという課税体 系は改められることはなかったが、相続税の 課税が遺産相続税課税のみとなり、従来のよ うに贈与があった場合に、相続が開始したも のとみなして課税するのを改め、相続税の補 完税として、贈与税の制度が導入された。た だし、贈与税の課税においては、受贈者では なく、贈与者に納税義務が課されることとな っていた。つまり、この期間も資産移転課税 の納税義務者が資産取得者ではなく資産移転 者であったことである。

## B. 資産移転課税の納税義務者が資産移転者 から資産取得者に変更された以後の時代

3. シャウプ勧告税制 - 昭和 25 年に制定された新相続税法典上の「当初・資産取得者課税制度」および昭和25年に旧所得税法典に追加された「当初・みなし譲渡制度」

すでに指摘したように、「当初・資産取得者 課税制度」および「当初・みなし譲渡制度の 源はいずれもシャウプ勧告である。昭和 25 年に旧相続税法典が新相続税法典に全面改正 され、資産移転課税の納税義務者が資産移転 者から資産取得者に変更されたのはシャウプ 勧告に基づいての立法であったし、「当初・み なし譲渡制度」は、シャウプ勧告に基づいて 昭和25年に創設された制度である。

4. 新相続税法典の昭和 28 年度改正以後の 資産移転課税制度としての「修正・資産取 得者課税制度!

まず「当初・資産取得者課税制度」である が、中野伸也氏によれば<sup>(13)</sup>、昭和 25 年に旧 相続税法典が新相続税法典に全面改正され、 資産移転課税の納税義務者が資産移転者から 資産取得者に変更されたが、その際に贈与税 を廃止し、資産取得者ごとの一生を通ずる累 積課税制度が採用された。この「当初・資産 取得者課税制度」は、資産取得者の度重なる 住所変更への対応や書類の保存など執行上の 難点などを考慮し、昭和28年の改正によって 廃止されることになり、その代わり、相続に よって取得した資産ついては相続時に相続税 を課税し、贈与によって取得した資産ついて は1年間分を合算して贈与税を課税すること とし、再び相続税および贈与税の二本立てと なった。これが現行の「修正・資産取得者課 税制度」である。

5. 旧所得税法典の「当初・みなし譲渡制度」

下記IVにおいて詳述するが、「当初・みなし 譲渡制度」は、当時の所得税法典であった旧 所得税法典に新しく第5条の2第1項が追加 されたのであるが、ここで注意すべきは、こ の「当初・みなし譲渡制度」が適用されるの は、「資産一般(有価証券に限らない。)」であ り、「資産取得者一般(法人に限らず個人も含 まれる。)」であったことである。

Ⅳ. 「みなし譲渡制度」の歴史:「当初・ みなし譲渡制度」から「修正・みな し譲渡制度」を経て「当初・みなし 譲渡制度」の一部復活へ

### 1. 当初みなし譲渡制度

「当初・みなし譲渡制度」は、創設後2年 を経た昭和27年から徐々に「修正」され、昭 和48年法律第8号による改正後の新所得税法 典第59条および第60条に結実した。これら の2つの条文規定は、現行の第59条と第60 条の規定と同一である(14)。

### 2. 修正・みなし譲渡制度

昭和25年の導入から昭和48年の根本的改 正までに、「みなし譲渡制度」はめまぐるしく 改正を重ねた。これらの改正の中の最たるも のが「当初・みなし譲渡制度」の適用が資産 取得者としての受贈者が法人である場合など 極めて限定的な場合に限られたことである。 これが現行の第59条第1項第1号のかっこ書 きに「贈与(法人に対するものに限る。)」の 趣旨であって、いわば「限定・即時課税制度」 と言うべきものである。本稿の設例その1は、 この「修正・みなし譲渡制度」としての「限 定・即時課税制度」の適用例であるが、実定 法上はあくまでも「限定・即時課税制度」が 「受益者等課税信託」に適用されることを確 認した現行の新所得税法典第67条の3第1 項の適用例と理解すべきである。この点を明 確にしたのが、新所得税法典基本通達67の3 -1である。この67の3-1は平成19年6 月 22 日課資 3-5 により追加されたもので、 「〔所得税〕法第67条の3第3項の規定の適 用に関しては、次の点に留意する。」として、 受益者等課税信託の受益者が法人である場合 には、所得税法第59条第1項の適用がある旨 を確認している。

そして資産取得者としての受贈者が「法人」 ではなく「個人」である場合には、「当初・み なし譲渡制度」としての「即時課税制度」を 適用せず、代償的措置として「修正・みなし 譲渡制度」としての「取得価額の引継ぎ制度」 を適用することとしたのである。これが現行 の第60条第1項である。本稿の設例その2は、 この「修正・みなし譲渡制度」としての「取 得価額の引継ぎ制度」の適用例である。つま り、資産が無償移転された場合、その時まで

にその資産につき生じていた利得または損失 は、その資産移転者のその年の所得税申告書 に計上するという「即時課税制度」ではなく、 無償で資産を取得した者がその資産移転者の 地位を引継ぐという制度である。この「取得 価額の引継ぎ制度」に関しては特別の通達が ある。すなわち、新所得税法典基本通達60-1である。この60-1は昭和49年6月27日 直所2-23により追加されたもので、「〔新所 得税〕法典第60条の規定は、昭和48年1月 1 日以後に贈与、相続もしくは遺贈または低 額譲渡により取得した資産について適用され、 昭和47年12月31日以前に贈与、相続もしく は遺贈または低額譲渡により取得した資産に ついては、新所得税法典の一部を改正する法 律(昭和48年法律第8号)による改正前の新 所得税法典または旧所得税法典(昭和22年法 律第27号をいう。)の規定が適用されること に留意する。」とした上で、注として「贈与等 の時期に応じ、従前の法律の規定を示すと表 4のようになる。」として、表4が添付されて いる。

#### 3. 「当初・みなし譲渡制度」の一部復活

現行の新所得税法典の下では、通常の贈与の場合、受贈者としての資産取得者が「法人」であれば、贈与者としての個人に対して「修正・みなし譲渡制度」としての「限定・即時課税制度」が適用されるという形で、新所得税法典第59条第1項が適用される。この趣旨が信託にも適用されることを確認しているのが新所得税法典第67条の3第3項である。本稿の設例その1の事態がこの例である。

また現行の新所得税法典の下では、通常の贈与の場合、受贈者としての資産取得者が「個人」であれば、「修正・みなし譲渡制度」としての「限定・即時課税制度」は適用されず、「修正・みなし譲渡制度」としての「取得価額の引継ぎ制度」が適用されるという形で、新所得税法典第60条第1項が適用される。本

稿の設例その2の事態がこの例である。

ところが本稿の上記設例その3の事態のように、通常の贈与の受贈者としての資産取得者が「個人」であっても、その個人が「非居住者」であって、かつ、移転資産が「有価証券」であれば、新所得税法典第60条の3第1項の適用がある<sup>(15)</sup>。この事態は、受贈者が法人・個人を問わず、かつ、移転資産が有価証券に限らなかった「当初・みなし譲渡制度」の下では当然の事態であったが、現行の「修正・みなし譲渡制度」としての「限定・即時課税制度」の下では考えられない事態である。

新所得税法典第60条の3は、平成27年法 律第9号による新所得税法典の改正によって 新設された規定である。目的とするところは、 経済の国際化に伴う課税の強化であった。す なわち、贈与税に関して言えば、平成12年お よび平成25年の新相続法典の改正によって、 いわゆる「非居住無制限納税義務者」を創出 して、受贈者としての非居住者に対する贈与 税課税を強化したのであるが、本稿の設例そ の3のような場合には、「修正・みなし譲渡制 度」としての「取得価額の引継ぎ制度」が適 用されるので、そのままでは、贈与者として の甲野太郎の「未実現のキャピタル・ゲイン (16) | に対する課税はできない。そこで今や「み なし譲渡制度」を完全に把握するに至った日 本の課税当局は、ここに「シャウプ勧告の遺 伝子」としての「当初・みなし譲渡制度」の 一部を「新規・みなし譲渡制度」として復活 させたのである。注意すべき点が3つある。 第1点は、この「新規・みなし譲渡制度」は 「即時課税制度」ではあるが、現行の「修正・ みなし譲渡制度」としての「限定・即時課税 制度」ではない。つまり、新所得税法典第60 条の3第1項は、新所得税法典第59条および 第60条とは別個の制度であること。第2点は、 この即時課税制度は受贈者が「非居住者」の 場合に限られること。第3点は、この即時課 税制度は受贈された資産が「有価証券等」の

場合に限られること。

## **V**. 終わりに

以上見てきたように、「受益者等課税信託制 度上の生前贈与信託」と「みなし譲渡制度」 との関係は、実に複雑な歴史的経緯を辿って きている。最後に要約すれば、次のような結 論になろう。すなわち、「シャウプ勧告に基づ いて、[昭和25年に]みなし譲渡の規定が設 けられたとき、税制専門家もその規定の意味 をいぶかり、実際の行政面でも徴税当局が納 税者の納得を得ることが容易でなく、この規 定は、累次の改正でその適用範囲は縮小の一 途を辿ってきた。」と制度創設から約25年を 経た昭和50年頃に回顧されていた「みなし譲 渡制度」は(17)、制度創設から約 60 年超を経 た今や、これを完全に把握するに至った日本 の課税当局が、ここに「シャウプ勧告の遺伝 子」としての「当初・みなし譲渡制度」の一 部を「新規・みなし譲渡制度」として復活さ せたのである。しかしながら、「当初・みなし

譲渡制度」が「税制専門家」によって完全に 理解されたとしても、「実際の行政面でも徴税 当局が納税者の納得を得ることは容易でない 状態 は、制度創設から約60年超を経た今日 でも相変わらずのようである。いわんや、「新 規・みなし譲渡制度」が本稿の設例その3の ような事態に適用されることを「納税者が納 得しすることは容易ではないだろう。もっと も、設例その1のような事態については、新 所得税法典第59条第1項の「修正・みなし譲 渡制度」としての「限定・即時課税制度」が 「受益者等課税信託」に適用されることを確 認した新所得税法典67条の3第3項が存在し、 かつ、この実定法規定の存在について、平成 19年に「新所得税法典基本通達67の3-1と いう留意通達が出ているが、設例その3のよ うな事態については、新所得税法典第60条の 3 第 3 項の「新規・みなし譲渡制度」が「受 益者等課税信託」に適用されることを確認し た実定法規定は存在しないし、「確認した実定 法規定が存在しなくとも当然に適用される趣 旨」の留意通達も出ていないようである。

#### (注記)

(1) 使節団は、昭和24年8月26日に勧告 文の作成を完了し、同年9月15日にマッ カーサー元帥より吉田茂首相に宛てシャ ウプ勧告が伝達された。同日、総司令部 渉外局から「シャウプ使節団日本税制報 告書」として勧告本文が発表され、つい で10月3日に、その「付録」が発表され た。なお、使節団は、翌昭和25年7月3 日に再度来日し、さきの勧告後1年の経 過に徴して、「シャウプ使節団第2次日本 税制報告書」を作成し、同年9月21日に これを発表した。ただし、この第2次の 構成員は、団長 Shoup の外は、Surrey, Vickrey, Warren のみであった。以下に おいて「シャウプ勧告」という場合、と くに断らない限り、すべて第1次の日本 税制報告書を指す。シャウプ勧告(第1

- 次) は、本文2編14章、付録2編4章か ら成る。正本は、英文原文および日本語 訳を左右の頁に対照させたタイプ印刷写 真版の4冊(巻Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ)から成 る。ただし、本稿で引用する「シャウプ 勧告」の日本語訳文は、すべて 2000 年(平 成12年)10月1日に「全国青色申告会 総連合が「青色申告制度施行・青色申告 会結成 50 周年記念出版」として発行した 「シャウプ使節団日本税制報告書」によ る。以下、「シャウプ使節団日本税制報告 書・・・頁」という形で引用する。
- (2) 林健久「シャウプ勧告と税制改革」東 京大学社会科学研究所編『戦後改革7経 済改革』(昭和49年)205頁。
- (3) 鈴木武雄「現代日本財政史下巻第1」 (昭和35年)248頁。

- (4) シャウプ使節団日本税制報告書 77 頁
- (5) 大塚正民「キャピタル・ゲイン課税制 度」(平成19年) 171 頁。
- (6) シャウプ使節団日本税制報告書 46 頁。
- (7) シャウプ使節団日本税制報告書 75 頁。
- (8) ただし、上記注(6)で引用した「当初・ みなし譲渡制度」に関する「シャウプ勧 告の文章」には、次のような文章が続い ていることに留意すべきである。「財産の うちの譲渡利得(キャピタル・ゲイン) 的要素に対しても贈与税や相続税が課せ られるではないかなどということは全然 答えになっていない。贈与税や相続税も 財産に対して課されるのであるが、それ は、譲渡所得(キャピタル・ゲイン)的 要素のない財産―たとえば現金―に対し てなのである。」
- (9) 植松守雄「低額譲渡をめぐる税法上の諸問題」税務弘報昭和50年4月号18頁。
- (10) Robert Charles Clark, The Morphog enesis of Subchapter C: An Essay in Statutory Evolution and Reform, 87 Yale L. J. 90 (1977).

- (11) 川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」税務大学校論叢第 57 号 (2008年) 299 頁以下。
- (12) 川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」税務大学校論叢第 57 号 (2008年) 311 頁以下。
- (13) 中野伸也「相続税課税方式の今日的あり方」租税資料館賞受賞論文集第 21 回 (2012年) 下巻 23 頁以下。
- (14) 大塚正民 「キャピタル・ゲイン課税制 度」 (平成 19年) 174頁。
- (15) ただし、本稿の設例その1の場合のように、新所得税法典第59条第1項が「信託」にも適用されることを確認する新所得税法典第67条の3第1項のような規定あるいは新所得税法典基本通達67の3ー1のような留意通達は、新所得税法典第60条の3第1項には存在しない。
- (16) 上記注(6)のシャウプ勧告の表現を借りれば、「生前中・・・資産が無償移転された場合、その時までにその資産につき生じた利得」である。
- (17) 上記注(9)を参照。